

エチルヘキシルの10物質について調査を実施した。

(ア) 水質

トリブチルスズ等7物質については、全地点において定量限界未満であり、P C Bは0.00033 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、ビスフェノールAは $<0.01 \sim 0.01 \mu\text{g}/\text{kg}$ 、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルは $<0.5 \sim 0.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ の濃度範囲であり、いずれも環境省調査結果の範囲内であった。

(イ) 底質

トリフェニルスズについては、全地点において定量限界未満であり、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールAについては、環境省調査結果と比べるとやや高い地点も見られたが、P C B等7物質については環境省調査結果の範囲内であった。

(2) 講ずる施策

国が優先してリスク評価に取り組むとした物質等について、引き続き環境調査を実施する。

3 ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁対策

(1) ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁の概況

平成2年5月に環境庁から「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」が示されたことに伴い、平成2年度からの県内の全ゴルフ場を対象に、毎年度春及び秋に排水口等での流出実態を把握し、農薬等による環境汚染の防止を図っている。

平成13年度は、調査を行ったすべてのゴルフ場において、暫定指導指針に定められた35成分すべて暫定指導指針値に適合していた。

また、河川の監視として、ゴルフ場が多数立地している加古川、武庫川等の10地点で、毎年度春及び秋に水質調査を実施している。

平成13年度は、調査を行ったすべての調査地点において、暫定指導指針に定められた35成分のいずれも検出されなかった。

(2) 講ずる施策

「ゴルフ場における農薬等の安全指導に関する指導要綱」(平成元年4月1日県要綱)に基づき、農薬の適正使用や使用量の削減について指導を行うとともに、水質調査を実施する。

4 P C B (ポリ塩化ビフェニル) 対策

(1) P C B廃棄物処理の概況

P C B廃棄物の処理については、平成13年にP C B廃棄物処理特別措置法が制定され、環境事業団が事業主体となって広域的な処理施設を設置し、15年以内(平成2

7年度まで)に安全に処理を完了することとされている。

(2) 講ずる施策

兵庫県では、P C B 廃棄物の保管量が多いこと、県内に P C B を製造した工場を抱えていること、液状 P C B 廃棄物を初めて処理した経験があること等を踏まえ、近畿圏において既に施設整備を表明している大阪市とも連携しつつ、広域的な P C B 廃棄物処理施設の整備について検討していく。

5 化学物質総合管理の推進

当地域は、工業集積が高い地域であり、産業活動の多様化、高度化及び科学技術の進展等により、化学物質による環境汚染への対応が必要となっている。

このため、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R 法)に基づく事業者からの届出を受け付け、国に送付するとともに、国における集計データを基に県においても集計・公表を実施し、以下の施策を展開し、化学物質の管理の促進を図る。

- ア 化学物質の有害性等の情報収集及び科学的知見の充実
- イ 化学物質の有害性等のデータベースの整備と利用の促進
- ウ 事業者に対する技術的助言
- エ 化学物質の排出・管理状況等についての県民理解の増進